



#### 4. 取引先の概要等

(1) 名 称	ノヴィル株式会社
(2) 所 在 地	徳島県徳島市沖浜東三丁目 15 番地
(3) 代 表 者	代表取締役社長 久岡 征司
(4) 事 業 内 容	アミューズメント事業
(5) 資 本 金	50 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 43 年 5 月 11 日
(7) 資 本 関 係	該当事項はありません。
(8) 人 的 関 係	該当事項はありません。
(9) 取 引 関 係	当社の連結子会社であるアクサス株式会社が、本件不動産を取引先より賃借しております。
(10) 関連当事者への該当状況	代表取締役社長久岡卓司の近親者が議決権の過半数を所有している会社に該当いたします。

#### 5. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成 29 年 12 月 14 日
- (2) 契約締結日 平成 29 年 12 月 20 日 (予定)
- (3) 物件引渡日 平成 29 年 12 月 27 日 (予定)

#### 6. 今後の見通し

本件による、平成 30 年 8 月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

#### 7. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

取引先であるノヴィル株式会社は、形式的には「支配株主その他施行規則に定める者」には当たりませんが、当社代表取締役社長久岡卓司が議決権のすべてを保有する資産管理会社TKマネジメント株式会社が支配株主等に該当し、同氏の近親者が議決権の過半数を保有する会社であるため、支配株主との取引等に準ずるものとして取り扱っております。

当社が、平成 29 年 11 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している、「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」は以下のとおりであります。当該固定資産の取得は、当該指針に基づき、当社及びアクサス株式会社の取締役会によって意思決定されたものであります。

「当社グループは、支配株主との取引は原則行わない方針ですが、例外的に実施する場合は、取引の合理性及び妥当性を取締役会にて審議並びに決議をいたします。当該決議においては、利害関係取締役を除いて審議及び決議を実施いたします。これらの体制により利益相反取引を防止し、当社及び少数株主に不利益が生じないよう努めております。」

##### (2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

取得価額に関しては、平成 29 年 10 月 20 日に第三者機関より不動産鑑定評価書を受領しており、客観性ある評価を基に取得価額を決定いたしております。また、利益相反の恐れを回避するため、利害関係取締役は、当社及びアクサス株式会社の取締役会の決議に参加せず、且つ決議に参加した各社取締役全員の承認を得ております。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係がない者から入手した意見の概要

平成 29 年 12 月 14 日に、支配株主との間に利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役より、当該固定資産の取得について、不動産鑑定評価書の結果も踏まえ、独立役員の立場で検討した結果、公正性が担保されており、少数株主にとって不利益でないと考えた旨の意見を得ております。

以 上